

第 13 回 議会改革推進特別委員会

令和 4 年 10 月 21 日 (金)
10 時 00 分 ～ 時 分
全 員 協 議 会 室

【委 員】 牛尾委員長、西田副委員長
足立委員、村武委員、小川委員、佐々木委員、田畑委員

【委員外】

【議長団】 笹田議長

【事務局】 河上局長、下間書記

議 題

- 1 浜田市議会 BCP について
- 2 議会改革度調査を踏まえた検討項目について
- 3 その他

○次回開催 月 日 () 時 分 全員協議会室

(案)

浜田市議会 BCP(業務継続計画)

令和4年 12月

(第1版)

目 次

1	必要性及び目的	1
2	議会の役割	2
3	議長の役割	3
4	議員の役割	3
5	議会と市の関係	4
6	想定する災害	5
7	議会支援本部の組織と所掌事務等	6
	・ 浜田市議会災害等対策支援本部設置要領	8
8	災害発生時の行動俯瞰図	10
9	災害発生時・災害対応の具体的な行動（発生直後～1日後）	11
	【A】本会議中に発生した場合	11
	【B】本会議閉会中（休日・夜間）に発生した場合	12
	【C】風水害で災害の恐れがある場合（議会支援本部設置前）	13
	【D】発災2日～1、2週間	14
10	災害発生後・災害対応の具体的な行動	14
	【E】発災1、2週間以降	15
11	災害時の連絡	16
	（1）安否確認等の方法	16
	（2）安否確認等の内容	17
12	災害時の議案審議継続に向けた行動	21
	【F】定例会議 開会前又は散会後に発生した場合	21
	【G】定例会議 開会中に発生した場合	22
13	感染症に係る業務継続の体制及び活動の基準	23
	・ 浜田市議会オンライン会議の運用に関する申し合わせ事項	26
14	その他	30
	（1）審議等を継続するための環境整備	30
	（2）防災訓練	30
	（3）議会BCPの見直し	31
15	浜田市議会BCPの基本体系	32

1 必要性及び目的

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を契機に業務継続計画（以下「BCP」という。）の策定が地方自治体にも広がりを見せている中、二元代表制の一翼である議会においても、市が策定する地域防災計画やBCP以外に、議会独自の議会BCPの策定の動きが広がっているところである。

令和 2 年 1 月には、国内で初めて新型コロナウイルス感染症による感染者が確認され、感染拡大に伴い市民生活に大きな影響を及ぼすとともに、議事・議決機関である市議会の活動が一定制限され得る事態となり、全国の市議会において、さらに議会BCP策定の必要性に拍車をかけたところである。

また、本市においては、明治 5 年 3 月 14 日（旧暦明治 5 年 2 月 6 日）に浜田市沖でマグニチュード 7.1 の大地震の発生（浜田地震）や昭和 58 年 7 月 23 日及び昭和 63 年 7 月 15 日に発生した集中豪雨災害により、甚大な被害を経験しており、いつ起こるかもしれない様々な大規模災害に備え、議会として、また議員としての行動指針が必要である。

これらのことから、大規模災害や感染症拡大等の非常時においても、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関としての議会が、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能維持を図るため、必要となる組織体制や議員の行動基準等を定めた浜田市議会BCP（業務継続計画）（以下「議会BCP」という。）を策定するものである。

※参考：浜田市議会基本条例

（危機管理）

第 5 条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から市民の生命、身体及び財産並びに生活の平穩を守るため、総合的かつ機能的な活動が図られるよう、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。

2 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、市長等と連携し、次に掲げるとおり対応するものとする。

- (1) 議長は、必要に応じて議員による協議又は調整を行うための組織を設置する。
- (2) 議会は、状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対し、提言及び提案を行う

2 議会の役割

(1) 議事・議決機関としての役割

議会は、議事・議決機関として予算、条例、重要な契約等について、市の団体意思を決定するとともに、執行機関の事務執行をチェックし、また、市の重要な政策形成において地域特性や多様な市民ニーズを反映する等、重要な役割を担っており、このことは平常時、非常時を問わない。

すなわち、議会は、大規模災害や感染症等の発生、拡大による非常時においても、機能停止することなく、定足数に足る有効な議決ができる会議を開催する中で、この機能を維持しなければならない。そのため、様々な災害等の時期や程度を想定し、それに対応する体制を整えなければならない。

(2) 災害等対策支援にかかる役割

議会は、災害時はもとより、復旧・復興において住民代表機関として、大きな責務と役割を担うものであり、特に次の事項に留意することとする。

- ① 浜田市災害等対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置されたとき、議会BCPが対象とする災害等が発生し、又は災害等の発生が予測されたときその他議長が必要と認めるとき、浜田市議会災害等対策支援本部（以下「議会支援本部」という。）を設置し、議会が一体となり、市民の安全安心の確保のため、災害復旧や感染症対策に向けた体制を整え、市が迅速かつ適切な対応に専念できるよう、必要な協力・支援を行う。
- ② 市の応急活動等が迅速に実施されるよう、議会支援本部は、議員から提供された被災状況や市民の要望等を整理し、市対策本部に情報提供する。また、市対策本部の災害情報や災害対応状況等の情報を収集し、議員に提供する。
- ③ 災害対応状況や市民の要望を踏まえ、議会支援本部で調整の上、市対策本部に対して必要な提言、要望等を行う。また、市対策本部と連携・協力し、必要に打応じて国・県その他関係機関に対して、要望等を行う。
- ④ 復旧・復興に向け、必要な予算等を速やかに審議するとともに、市民の要望等を踏まえ、復旧・復興が迅速に進むよう、政策提案していく。

3 議長の役割

- (1) 議長は、災害等の発生時においても、議会が議事・議決機関としての機能を発揮し、多様な市民ニーズの反映に資することができるよう議会としての非常時の組織体制を整備し、議会の事務を統理し、議会を代表する。
- (2) 議長は、市対策本部が設置されたとき、議会BCPが対象とする災害等が発生し、又は災害等の発生が予測されたときその他議長が必要と認めるとき、議会支援本部を設置し、災害対応に係る業務を統括する。
- (3) 議会支援本部において、議長（本部長）に事故あるときは、副議長（副本部長）が、副議長（副本部長）にも事故あるときは、本部員が協議の上、その職務を代理する者を決定する。

4 議員の役割

議員は、合議制としての議会が基本的な機能を維持するために、その構成員としての役割を担うことが基本である。しかし、議員は災害時にあっては、特にその初期を中心に議会の機能とは別に、被災した市民の救援や被害の復旧のために、非常の事態に即応した地域の一員としての活動を果たす役割が求められる。

このため、議員は、議会機能を維持するという根幹的な役割を十分に認識する中で、地域活動等に従事する役割を担うものであり、特に次の事項に留意することとする。

なお、事務遂行に当たっては、被災者等の心情に配慮するとともに、屋外での活動を行う場合は、二次災害の発生がないよう議員自らの安全確保に十分留意するものとする。また、感染症発生の場合は、感染防止対策を徹底することとする。

- (1) 自らの安否や居場所、被災状況や感染状況、連絡先等を議会支援本部に報告し、連絡体制の確立を図ること。
- (2) 議会支援本部から災害等の情報や市対策本部会議での情報提供を受けること。
- (3) 提供を受けた災害情報等を参考にしながら、被災地及び避難所の状況調査を行い、必要に応じて議会支援本部に報告すること。
- (4) 災害等の情報や市民からの要望等を収集し、議会支援本部に報告すること。
- (5) 各地域における災害支援・復旧活動に協力すること。
- (6) 各地域において被災者からの相談に応じ助言に努めること。

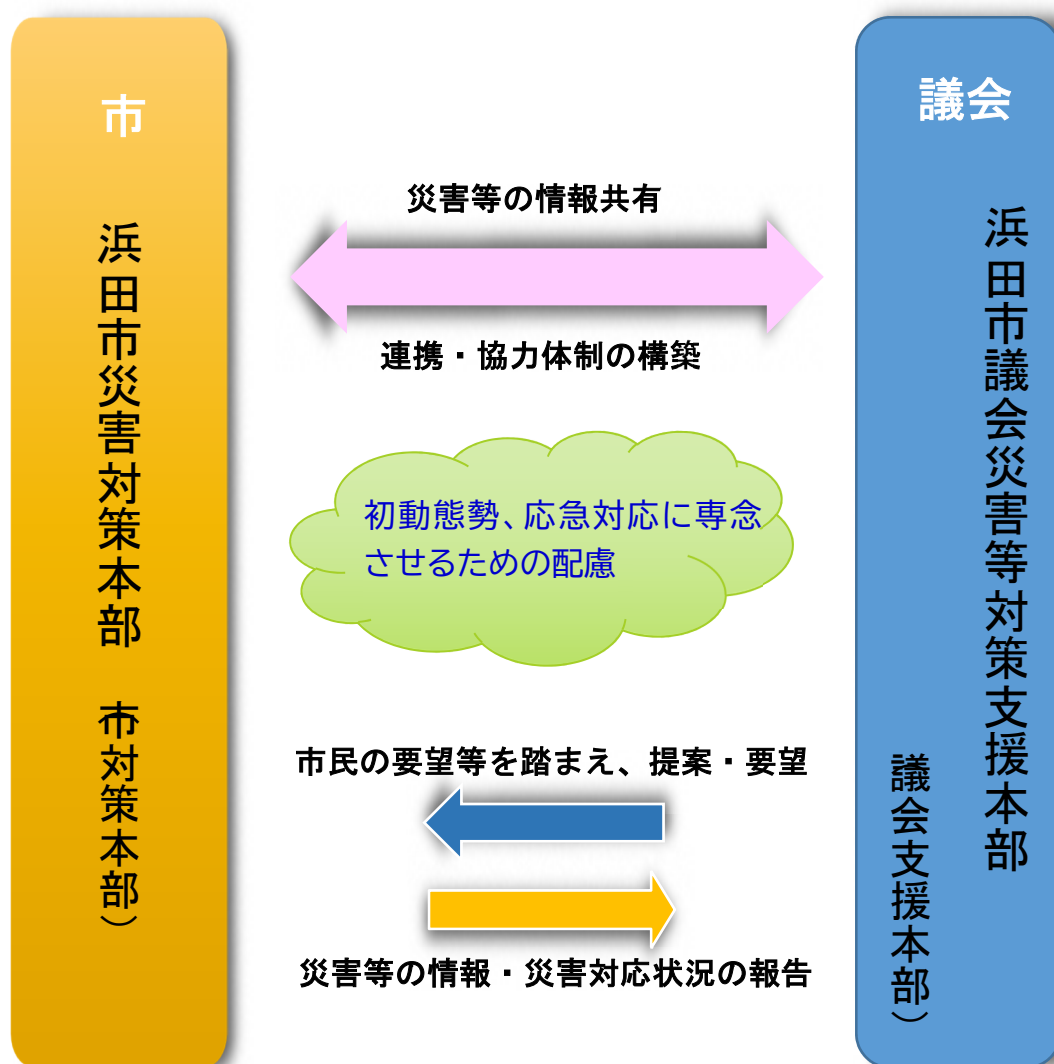
5 議会と市の関係

災害等の初期段階においては、市は被災情報の収集、感染状況の把握や応急対応業務等に奔走し、混乱状態にあることが予想されることから、市が初動体制や応急対応に専念できるよう議会は十分な配慮が必要である。

一方、災害時において、議会は議事機関としての役割を果たすため、正確な情報を迅速に収集し、チェックを行うことが必要である。

よって、議会と市は、それぞれの役割と責任を踏まえ、災害等の情報の共有を主体とする連携・協力体制を整え、対応にあたる必要がある。

このため、議会においては市対策本部の設置後、速やかに議会支援本部を設置する。



※市との連携・協力体制を補完するため、市対策本部の会議に議会事務局長が出席する。なお、必要に応じて議長（議会支援本部本部長）、副議長（議会支援本部副本部長）も出席するものとする。

6 想定する災害

災害時において議会が果たすべき役割や行動については、市の災害対応と極めて高い関連性を有し、相互に補完する形である。また、議会支援本部は、市対策本部が設置されたとき、又はその他議長が必要と認めるとき設置できることとしている。

このため、議会が想定する災害は、浜田市地域防災計画における市対策本部が設置される災害基準を概ね準用するものであり、次のとおりとする。

災害種別	災害内容
地震	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内の地域で震度 5 弱以上の地震を観測したとき 2 島根県西部に津波警報が発表されたとき 3 南海トラフ巨大地震又は当該地震と判断されうる規模の地震が発生したとき
風水害	<ol style="list-style-type: none"> 1 土砂災害警戒情報が発表され、災害発生の危険が極めて増大したとき 2 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき 3 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき 4 暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪の警報又は特別警報が発表され、大規模な災害の発生が予測され総合的な対策を実施する必要があるとき
感染症	治療法や予防法が確立されていない感染症で、大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの
その他	上記のほか、大規模火災・爆発、その他重大な災害や多数の死傷者を伴う重大な事故、市域に有害物質、放射性物質等が大量に放流出、大規模なテロ等で大きな被害が発生した場合又はその恐れのあるとき

※表の青書き箇所は、市対策本部の設置要件ではないが、議会側として必要な場合もあると判断し明記した。今後、執行部との協議も必要である。

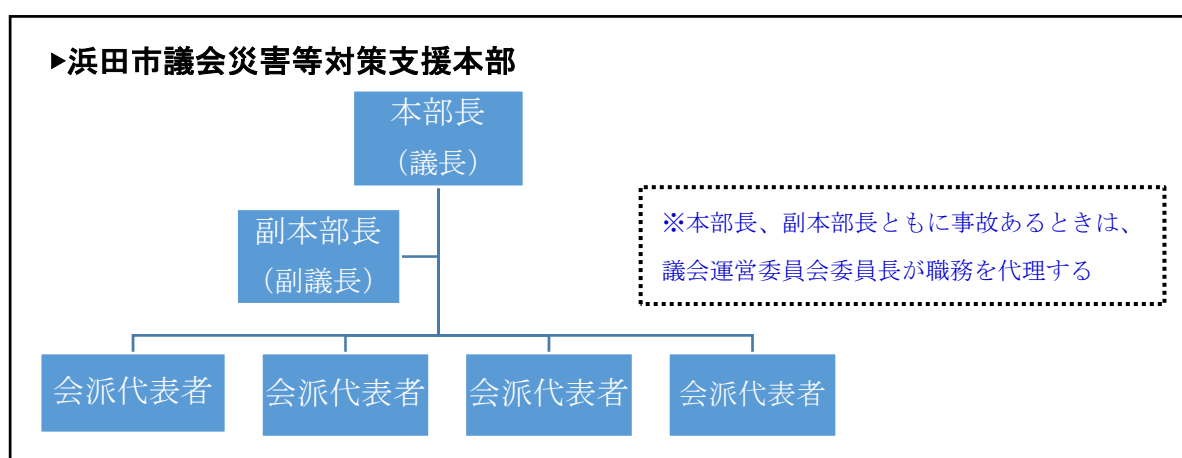
7 議会支援本部の組織と所掌事務等

議会支援本部の組織及び所掌事務等は以下のとおりとし、詳細は、浜田市議会災害等対策支援本部設置要領（以下「議会支援本部設置要領」という。）に定めるものとする。

（１）組織

議会支援本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。

- ① 本部長は議長をもって充て、議会支援本部の事務を統括し、本部員を指揮監督するとともに、市対策本部の会議に出席して情報収集及び執行部との情報共有に努めるものとする。
- ② 副本部長は副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。また、一人会派又は無会派の議員からの意見収集及び情報伝達等を行う。
- ③ 本部員は各会派代表者（この場合の会派とは、2人以上の議員で構成する会派をいう。）をもって充て、本部長、副本部長を補佐するとともに、議会支援本部の事務に従事する。
- ④ 本部長及び副本部長ともに事故あるときは、議会運営委員会委員長がその職務を代理する。
- ⑤ 本部員に事故あるときは、当該会派の議員のうちからその職務を代理する者を出席させることができる。



（２）所掌事務

- ① 議員の安否や居場所等又は議員の感染状況等の確認を行うこと。
- ② 市対策本部から災害等の情報提供を受け、必要に応じて各議員にその情報を提供すること。
- ③ 被災地及び避難所等の状況把握に努めること。
- ④ 災害等の情報や市民からの要望等を収集・整理し、市対策本部に提供すること。
- ⑤ 必要に応じて市対策本部へ要望及び提言を行うこと。
- ⑥ 必要に応じて国・県等への要望を行うこと。
- ⑦ 浜田市議会 BCP の見直しに関すること。
- ⑧ その他災害等に関して本部長が必要と認めること。

(3) 連絡体制

支援本部の設置や連絡等については、対策本部の構成員と議会事務局長、次長とでLINEグループを作り、各自の携帯電話を使用する。

LINEグループ名 = RO浜田市議会災害等対策支援本部

(4) その他

議会支援本部が設置できない場合の対応は、下記のとおりとする。

- ① 議長は、事務局長をして、事務局職員を指揮して議会支援本部設置要領第4条に定める事務に従事するよう指示する。
- ② すべての議員は、議会支援本部設置要領第5条に基づく事務に従事する。
- ③ 事務局長は、市対策本部の会議に出席し、提供された情報を速やかに事務局で整理して各議員に提供する。
- ④ 各議員は、避難所開設など、災害対策本部が行う支援活動等に協力するとともに、地域における状況把握に努め、新たな情報を把握したとき及び被災者から相談を受け必要と判断したときは、事務局にその状況を報告する。(市対策本部に直接連絡はしない。)
- ⑤ 事務局に集まった情報等は、整理して速やかに市対策本部に提供する。

災害発生時の議員の活動は、議員派遣の手続きを行い、公務災害補償の対象とするが、二次災害が起こらないよう、服装や行動範囲・内容に十分留意し、安全第一で行動すること。

浜田市議会災害等対策支援本部設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜田市議会基本条例第5条の規定に基づき設置する浜田市議会災害等対策支援本部（以下「議会支援本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることにより、浜田市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携、協力し、災害対策等の支援をするとともに、議会が一体となり、市民の安全安心の確保に尽力することを目的とする。

(設置)

第2条 議長は、次の場合に議会支援本部を設置することができる。

(1) 地震や水害等の災害や感染症等の発生、拡大（以下「災害等」という。）により、市対策本部が設置されたとき

(2) 浜田市議会BCP（浜田市議会業務継続計画）が対象とする災害が発生し、又は災害の発生が予測されたとき。

(3) その他議長が必要と認めるとき。

2 災害等の状況により議会支援本部が設置できないときは、議長の指示の下、議会事務局が第4条各号に掲げる事務を行うものとする。

(組織)

第3条 議会支援本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。

2 本部長は議長をもって充て、議会支援本部の事務を統括し、本部員を指揮監督するとともに、市対策本部の会議に出席して情報収集及び執行部との情報共有に努めるものとする。

3 副本部長は副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。また、一人会派又は無会派の議員からの意見収集及び情報伝達等を行う。

4 本部員は各会派代表者（この場合の会派とは、2人以上の議員で構成する会派をいう。）をもって充て、本部長、副本部長を補佐するとともに、議会支援本部の事務に従事する。

5 本部長及び副本部長ともに事故あるときは、議会運営委員会委員長がその職務を代理する。

6 本部員に事故あるときは、当該会派の議員のうちからその職務を代理する者を出席させることができる。

(所掌事務)

第4条 議会支援本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 議員の安否や居場所等又は議員の感染状況等の確認を行うこと。

(2) 市対策本部から災害等の情報提供を受け、必要に応じて各議員にその情報を提供すること。

(3) 被災地及び避難所等の状況把握に努めること。

(4) 災害等の情報や市民からの要望等を収集・整理し、市対策本部に提供すること。

(5) 必要に応じて市対策本部へ要望及び提言を行うこと。

(6) 必要に応じて国・県等への要望を行うこと。

- (7) 浜田市議会 BCP の見直しに関すること。
- (8) その他災害等に関して本部長が必要と認めること。

(議員の任務)

第5条 議会支援本部の事務に従事しない議員は、次に掲げる事務を遂行するよう努めるものとする。なお、事務遂行に当たっては、被災者等の心情に配慮するとともに、屋外での活動を行う場合は、二次災害の発生がないよう議員自らの安全確保に十分留意するものとする。また、感染症発生の場合は、感染防止対策を徹底することとする。

- (1) 自らの安否や居場所、被災状況や感染状況、連絡先等を議会支援本部に報告し、連絡体制の確立を図ること。
- (2) 議会支援本部から災害等の情報や市対策本部会議での情報提供を受けること。
- (3) 提供を受けた災害情報等を参考にしながら、被災地及び避難所の状況調査を行い、必要に応じて議会支援本部に報告すること。
- (4) 災害等の情報や市民からの要望等を収集し、議会支援本部に報告すること。
- (5) 各地域における災害支援・復旧活動に協力すること。
- (6) 各地域において被災者からの相談に応じ助言に努めること。

(議会事務局の役割)

第6条 議会事務局は議会支援本部事務局の役割を担うものとする。

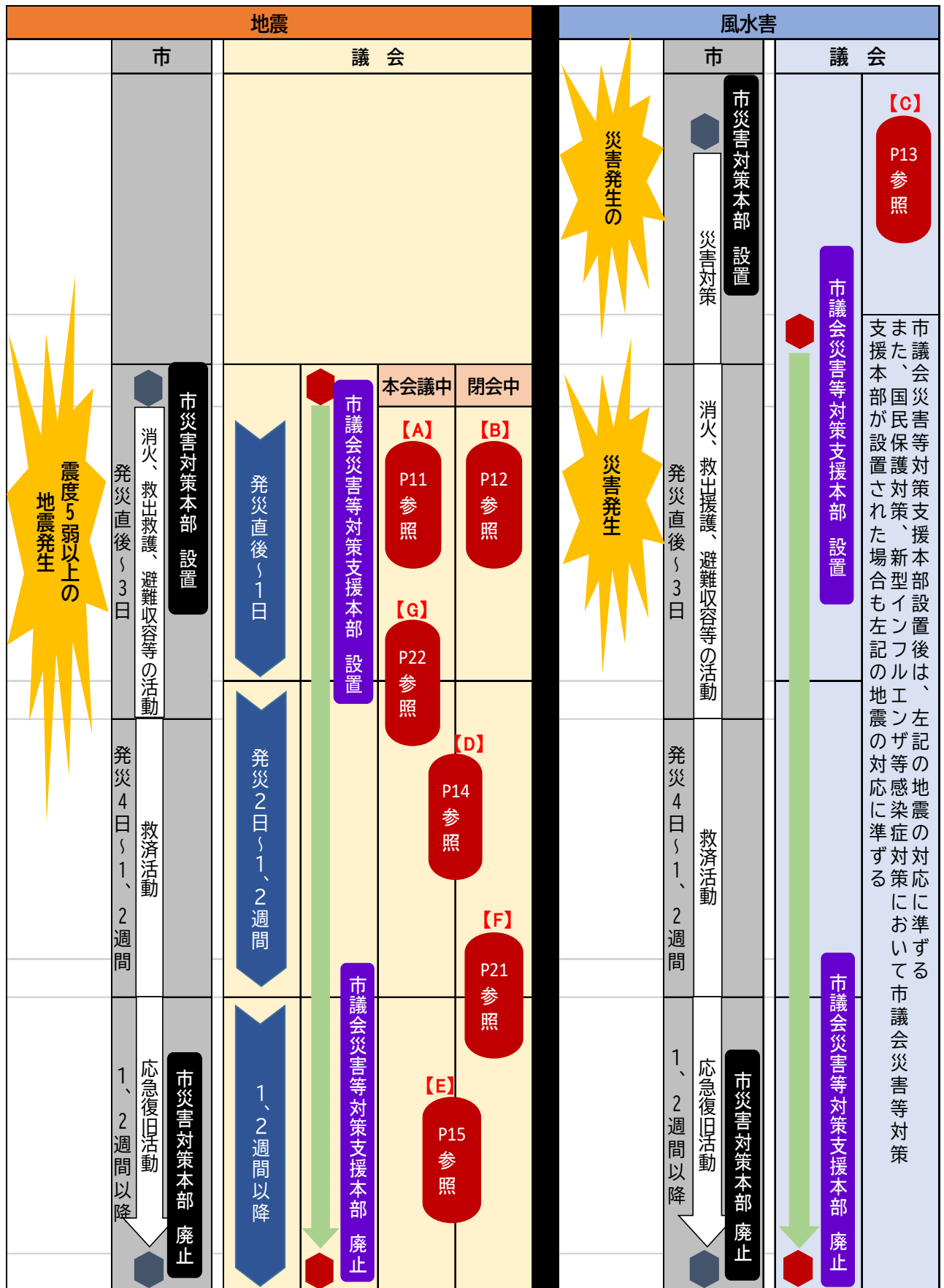
- (1) 事務局長は、市対策本部の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、議会からの情報提供を行う。
- (2) 事務局職員は、各議員との連絡や災害等の情報の整理等、事務局の業務に従事する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

この要領は、令和4年12月1日から施行する。

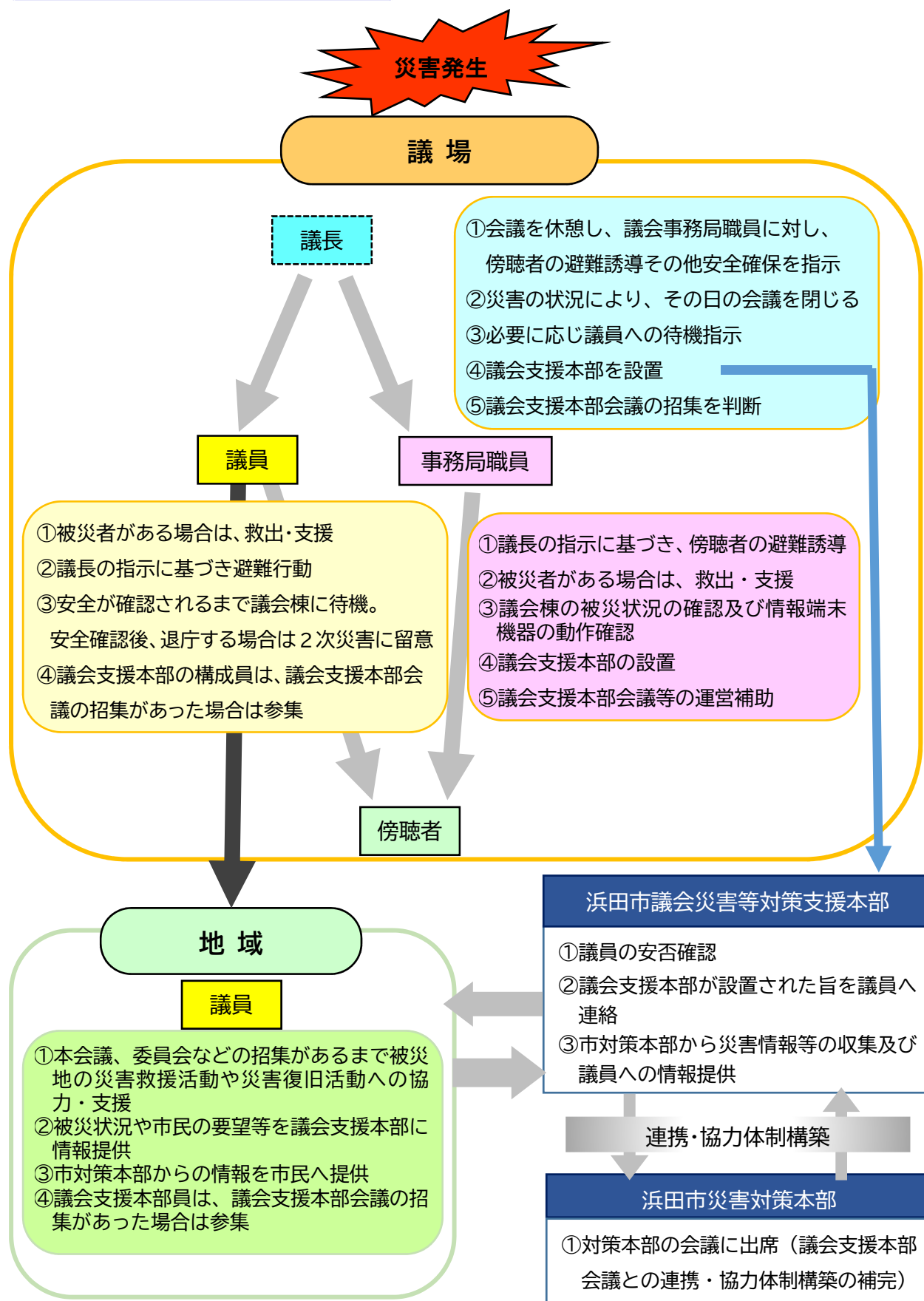
8 災害発生時の行動俯瞰図



9 災害発生時・災害対応の具体的行動（発生直後～1日後）

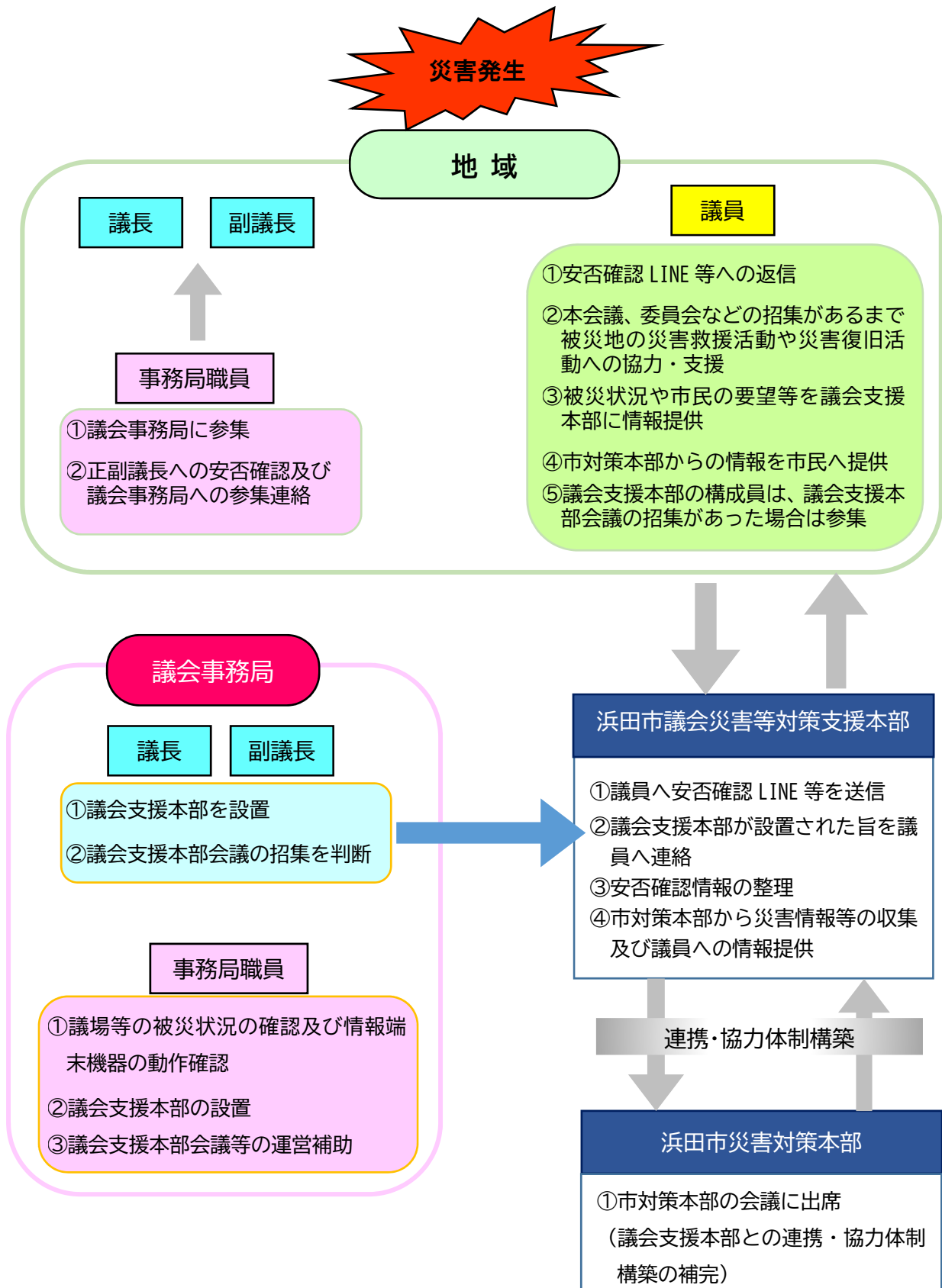
【A】本会議中に発生した場合

（※震度5弱以上の地震発生、風水害も準拠）



【B】 本会議閉会中(休日・夜間)に発生した場合

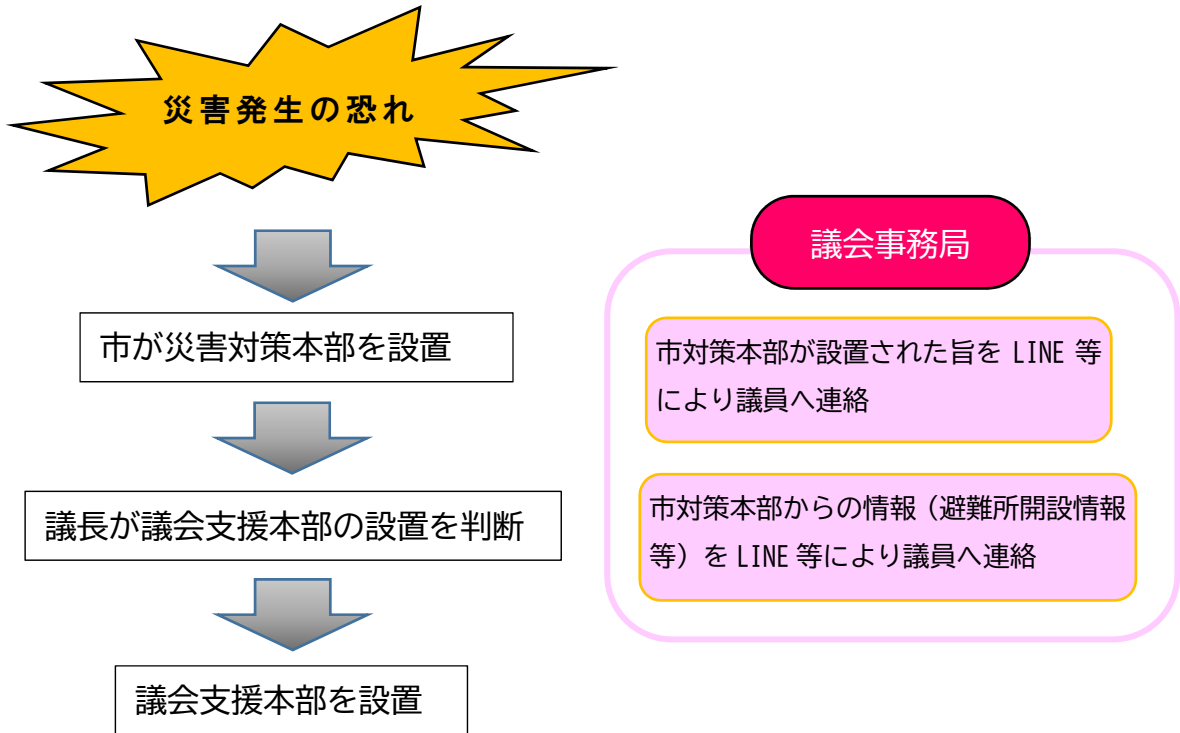
(※震度 5 弱以上の地震発生、風水害も準拠)



浜田市議会災害等対策支援本部の設置＝招集(会議開催)ではない。
設置後、会議開催するときは、招集連絡を行う。

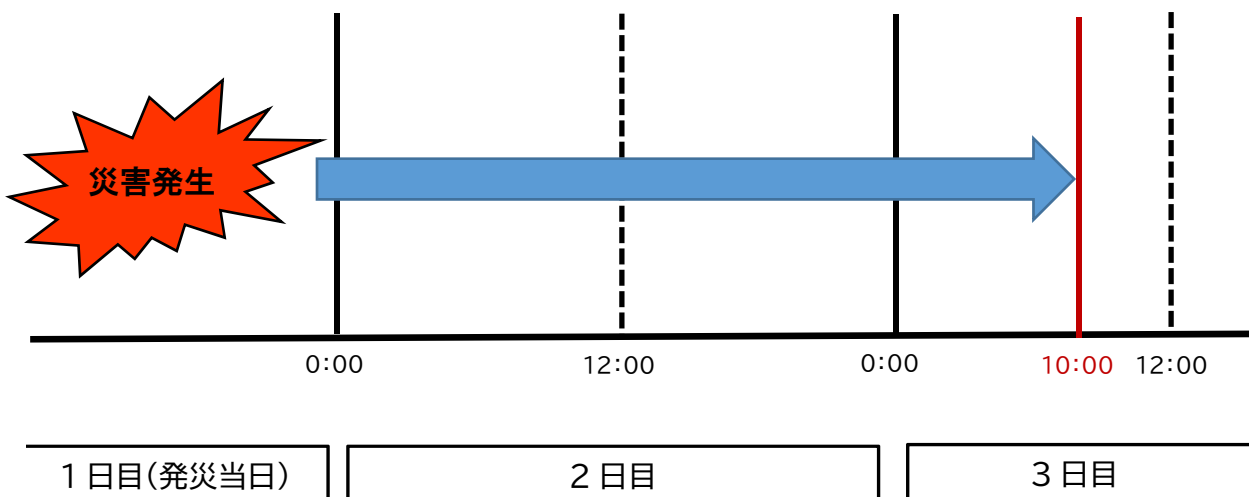
【C】風水害で災害の恐れがある場合（議会支援本部設置前）

風水害の場合、市対策本部の設置＝議会支援本部の設置ではない。
市対策本部が設置されてから議会支援本部が設置されるまでの間の行動については、
下記のとおりとする。



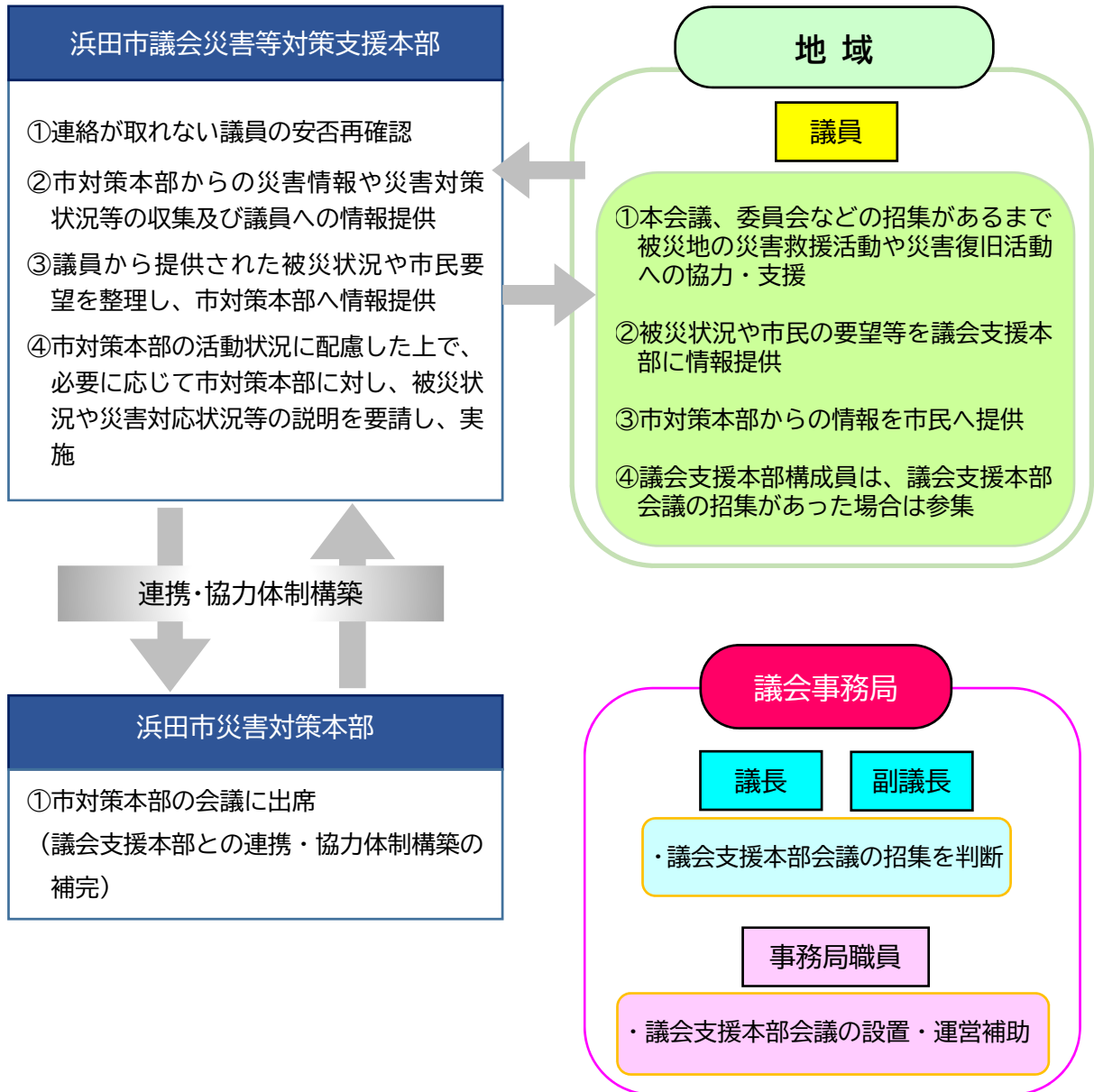
震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、議会支援本部は自動設置となり、同支援本部から設置連絡や安否確認 LINE 等の連絡をする。

しかし、議会事務局から設置等の連絡がない場合は、支援本部構成員は、発生当日から起算して 3 日目の午前 10 時に本庁議会棟に参集することを原則とする。

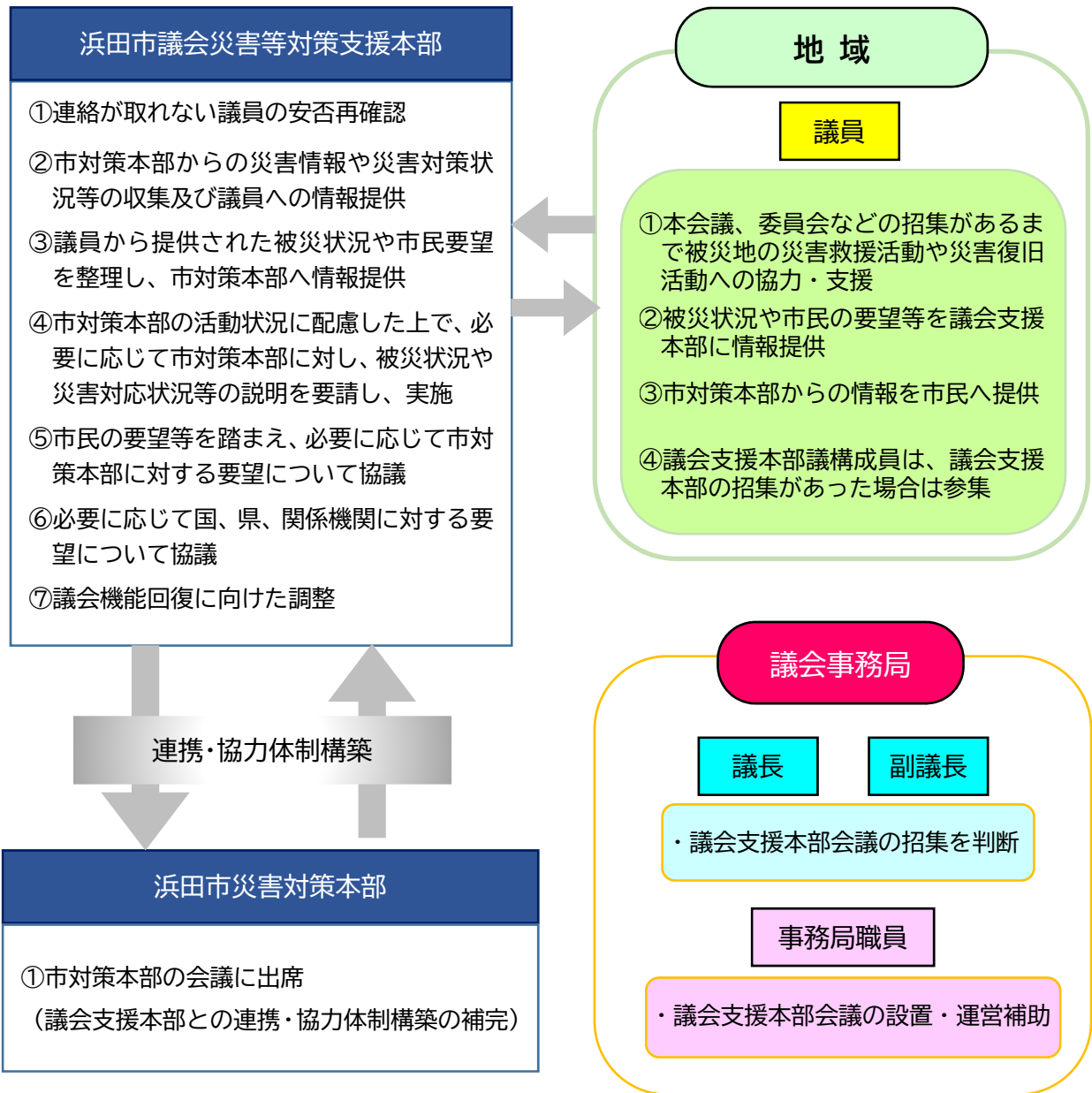


10 災害発生後・災害対応の具体的行動

【D】発災2日～1、2週間



【E】 発災 1、2 週間以降



議会支援本部会議の招集がなくても、必要に応じて市対策本部からの情報は議員へ提供する。議員からの情報を整理し、市対策本部へ提供する(招集なくとも議会支援本部は動いている)。

11 災害時の連絡

(1) 安否確認等の方法

災害時等における安否確認や情報共有ツールには、機動性・活用性を考慮し、各自が使い慣れている LINE を第一に活用し、必要に応じてメール等を使用することとする。

しかしながら、災害時においては、通信の途絶や設備・機器のトラブルによる通信障害の発生等、通信環境が悪化する可能性も十分あり得る。

災害時における一人ひとりが持つ「情報」は、特に重要であり、自助、公助、共助に活かされることが大きく期待されることから、今後も様々な状況を想定し、連絡手段等を検討していくこととする。

①第一報として LINE を活用する。

※全議員と議会事務局長、次長とで LINE グループを作り、各自の携帯電話を使用する。

LINE グループ名 = RO浜田市議会：安否確認

※職員の人事異動や議員改選、議員と議会事務局相互の意識付けの観点からも毎年度、グループ名の更新やグループメンバーの確認をする。

※携帯電話等を変更した場合は、各自で LINE 更新を行う。

②第二報として、必要に応じてメールを活用する。

※メール送付は、議会事務局代表メール (gikai@city.hamada.lg.jp) から議員指定のメールアドレスへ一斉送信する。

※議員指定のメールアドレスを追加する場合は、議会事務局へ連絡する。

③上記方法により、議員からの返信等の確認がとれない場合や緊急時は、議員の携帯電話や固定電話により、確認を行う。

◆議会事務局の連絡先

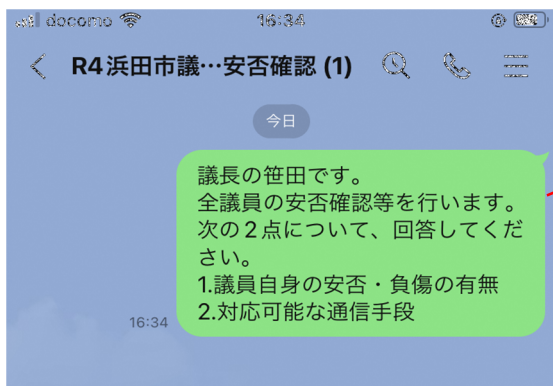
電話	0855-25-9800
F A X	0855-22-6765
代表メール	gikai@city.hamada.lg.jp

(2) 安否確認等の内容

① 第一報としてのLINE活用

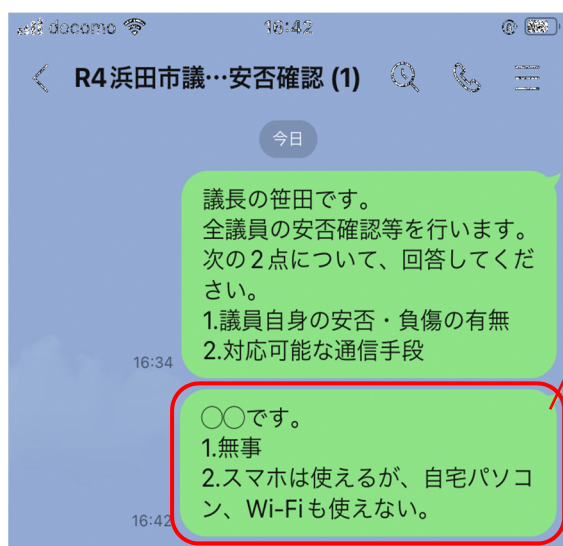
◆まずは議員の安否等をLINEにより確認

①議長または局長は、議員の安否確認等を行うため、全議員へメッセージを発信する。



◆全議員へ発信するメッセージは、簡潔にわかりやすい表現とする。
議長(局長)の〇〇です。
〇点について回答してください。
1. @@@@
2. @@@@

②議員はメッセージに対して回答する。



◆各議員は、メッセージの内容に対して、聞かれた内容にのみ、簡潔に回答する。
〇〇です。
1. @@@@
2. @@@@

◆浜田市議会:安否確認グループLINE◆

【注意事項】

災害時は様々な情報共有が必要ですが、それぞれが確認のためにメッセージを発信すると、重要な事項が見失われる恐れがあるため、このグループLINEでは、下記のとおりとします。

記

- ①原則として、メッセージの発信は、議長または局長が行う。
- ②議員は、メッセージの内容に対してのみ、簡潔明瞭に回答する。
- ③各議員の回答に対して、他の議員はコメントや返信をしない。
- ④グループ以外の人にLINEアカウントを提供しない。

② 第二報としてのメール活用

◆必要に応じて、議員の安否確認や災害等の情報を様式1、様式2により確認

・議長または局長は、必要に応じて、安否確認や情報共有のためメールを送付する。

※様式1：議員安否確認表、様式2：情報収集連絡票

(ア) 議員は、様式1または様式2を添付して、議会事務局代表メールへ送付

※必要に応じて写真を添付

(イ) 議員は、タブレットへ配信している様式1または様式2へ直接入力

※タブレットへの入力は、Wi-Fi環境での入力が必要

▼様式1：議員安否確認表

議員安否確認表の内容	
①	安否状況（議員と家族の被災の有無）
②	所在地（議員がどこにいるか）
③	居宅の被災状況（議員自宅の被災の有無）
④	参集の可否（議会棟への参集の可否）
⑤	連絡先（議員の連絡先や連絡手段の確認）
⑥	地域の被災状況（情報共有が必要と思われる被災状況等）
⑦	その他（特記事項）

▼様式2：情報収集連絡表

情報収集連絡表の内容	
①	発生概況（発生場所・内容）
②	被害状況（写真等があれば添付）
③	応急対策の状況（写真等があれば添付）
④	市民の避難状況（写真等があれば添付）
⑤	市民のニーズ（避難者等からの要望事項等）

③ 緊急時における携帯電話又は固定電話の活用

◆LINE やメールが使用できない場合は、直接、携帯電話又は固定電話により確認

・様式1 や様式2 の内容を電話で聞き取る

議員安否確認表

確認日時	月日	
	時間	
確認者名		

議員氏名

※上記部分は事務局が記載

① 安否状況	議員本人	被災	有 ⇒ 重体 重症 軽傷 その他 ()		
			無		
	家族	被災	有 ⇒ 配偶者 子ども その他 ()		
			無		
② 所在地	市内	⇒	自宅 自宅外 ()		
	市外	⇒	場所 ()		
③ 居宅の被災状況	被害	有 ⇒	全壊 半壊 一部破損 床上浸水 床下浸水 その他 ()		
			無		
④ 議会棟への参集の可否	可	否	参集可能な時期		
⑤ 連絡先	本人との連絡がとれない場合 ⇒ 家族の連絡先を記入 ※携帯、タブレット、パソコンが使用できる状態か、Wi-Fi環境は正常か等				
⑥ 地域の被災状況					
⑦ その他	特記事項があれば記入				

情報収集連絡表

受信者氏名	
受信日時	
第	報

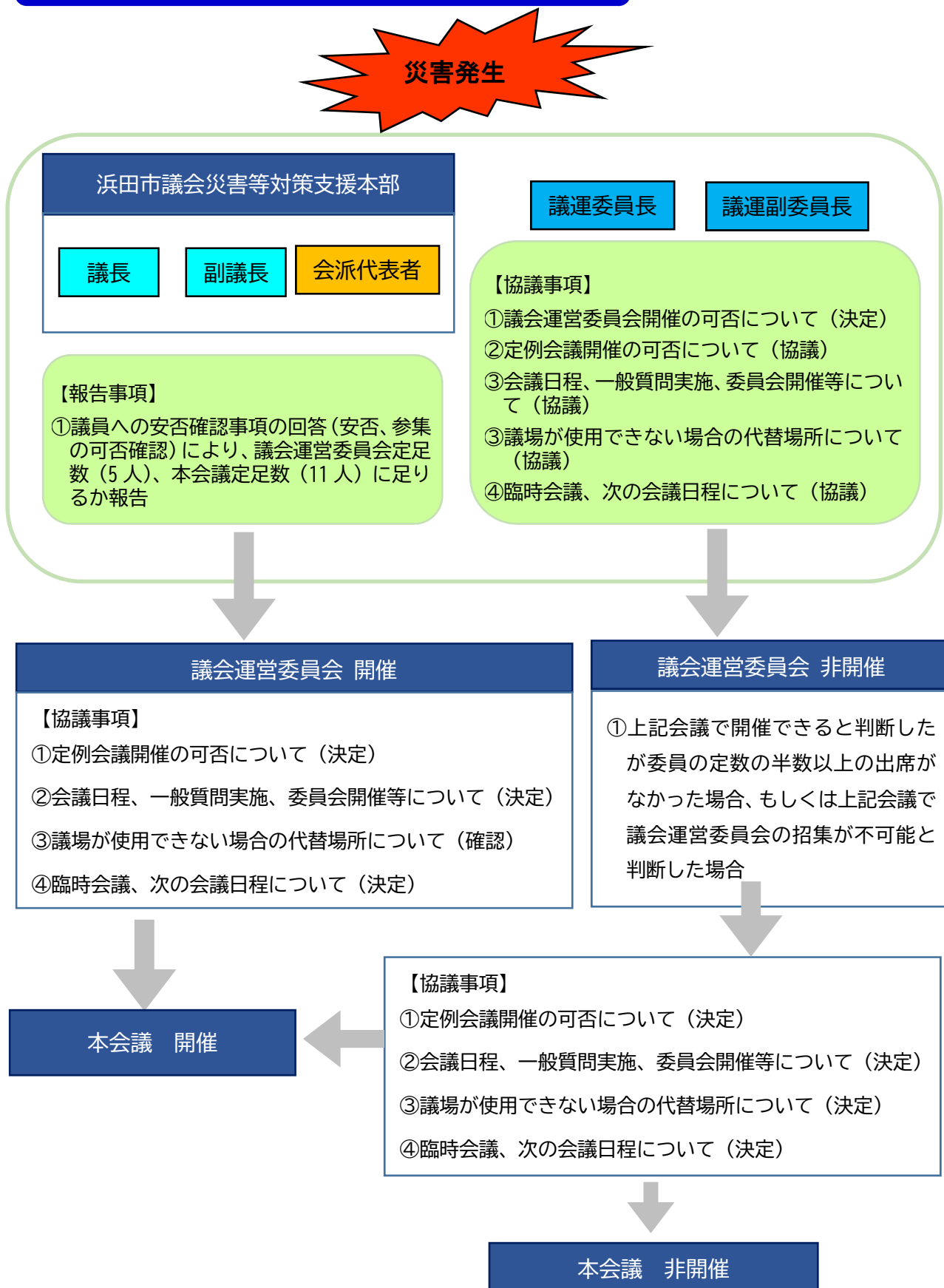
※上記部分は事務局が記載

報告日時	月日	
	時間	
議員氏名		
連絡先		

① 発生概況	発生場所	地区・町内等				発生日時	月日				
		住所等					時間				
② 被害状況	死傷者	死者		不明		住家	全壊		一部破損		
		負傷者		計			半壊		床上浸水		
	床下浸水										
	※写真等があれば添付										
③ 応急対策の状況	※写真等があれば添付										
④ 市民の避難状況	※写真等があれば添付										
⑤ 市民のニーズ	※避難者等からの要望事項等を記入										

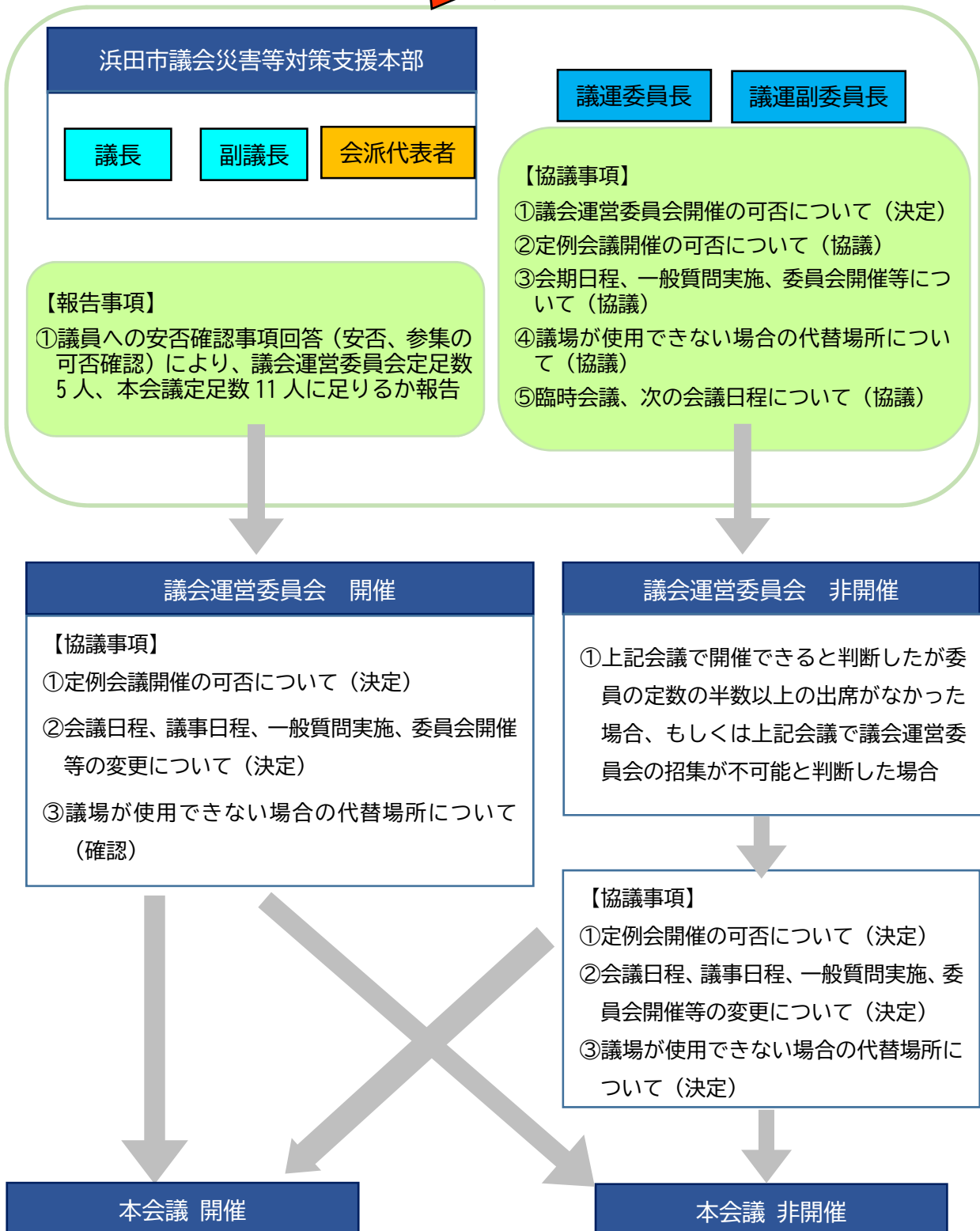
12 災害時の議案審議継続に向けた行動

【F】 定例会議 開会前又は散会后に発生した場合



【G】 定例会議 開会中に発生した場合

災害発生



13 感染症に係る業務継続の体制及び活動の基準

感染症対策については、感染発生や拡大の段階に応じて異なる対応が必要であり、感染状況の変化に応じた適切かつ柔軟な対応を要する。このため、業務継続の体制及び活動基準について、各発生段階に応じた詳細な明記をせず、令和4年1月27日に定めた浜田市議会新型コロナウイルス感染症への対応指針（令和4年12月1日一部改正）にそって対応することとする。

浜田市議会新型コロナウイルス感染症への対応指針

策定：令和4年1月27日

一部改正：令和4年8月15日、令和4年12月1日

1 目的

この指針は、浜田市議会の感染防止対策及び浜田市議会議員が新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合や感染者となった場合等における適切かつ迅速な対応について定めるものとする。

2 組織の設置について

昨今の新型コロナウイルス感染症拡大の状況は、大きな自然災害同様、非常の事態である。浜田市議会は、新型コロナウイルス感染症の発生防止や拡大抑制と市民の安全・安心確保のため、浜田市議会基本条例第5条に基づき、「浜田市議会災害等対策支援本部（以下「議会支援本部」という）を設置することとし、「浜田市議会災害等対策支援本部設置要領」（8ページのとおり）を定めた。なお、議会支援本部の構成は、本部長を議長、副本部長を副議長、本部員を各会派代表者1名とする。

3 感染防止対策について

（1）議会での会議方法の配慮及び検討

- ① 会議を開催する場合は、感染防止対策を徹底するとともに、最小人数での出席及び時間短縮に配慮する。
- ② 会議方法については、必要に応じて議会支援本部会議において協議するとともに、運用しながら随時見直しをはかる。
- ③ 傍聴の自粛要請又は必要に応じて傍聴人の人数制限を行う。
- ④ 「浜田市議会オンライン会議の運用に関する申し合わせ事項」（26ページのとおり）に基づき、状況に応じてオンラインによる方法で会議を開催する。

（2）議員の対応

- ① 登庁前に各自で検温を実施する。（登庁前検温で平熱より明らかに高い場合は、登庁しない。）
- ② 会議・入室前の手指の洗浄や消毒を実施する。
- ③ マスク着用を徹底する。

（3）会議場所における配慮

- ① 議場及び各会議室の扉は、可能な限り開放する。
- ② 窓開け、排煙窓等で常時換気を実施する。
- ③ 会議時の机や座席等の間隔をあけたり、パーテーションを設置したりする。

④ 会議で使用した机や椅子等の備品の洗浄・消毒を行う。

(4) その他

① 状況に応じて、会議等の日程変更または中止を講じる。

4 議員本人の感染が疑われる場合（各報告に使用する様式あり。25 ページのとおり。）

(1) 議員本人の感染が疑われる場合

① 体調がすぐれない時は登庁せず、かかりつけ医や健康相談センターに相談する。

② 以下のア) 及びイ) の時は、登庁せず、速やかに議会事務局に報告する。

ア) 議員が濃厚接触者となった時

イ) 議員の同居の家族が濃厚接触者となった時

③ 以下のア) からウ) の時は、登庁については自己判断とするが、速やかに議会事務局に報告する。

ア) 議員が感染者と接した時

イ) 議員が濃厚接触者と接した時

ウ) 議員が感染者又は濃厚接触者の可能性がある人と接した時

(2) 議員本人が検査を受ける場合

① 検査を受ける際には、速やかに以下の内容を議会事務局に報告する。

受検理由、検体採取（予定）日、結果判明（予定）日時

② 検査結果が判明した際には、速やかに検査結果を議会事務局に報告する。

陰性の場合：陰性であったことの報告

陽性の場合：庁舎内で立ち寄った場所、庁舎内で接触のあった人と場面
（検体採取日 2 日前までの内容について報告）

5 議員本人が感染者（陽性）となった場合

① 速やかに議長に報告し、保健所の指示に従うものとする。

② 陽性となった議員は登庁しない。復帰時期については、保健所の判断に従うものとし、適宜、議長に報告するものとする。

6 公表について

① 陽性となった場合は、市議会における報道機関への情報提供及び市議会ホームページでの公表に同意するものとする。

② 公表する情報は以下のとおり

・人数

・概要（検査日、感染確認日等）

・議会運営への影響

※個人情報については公表しない。ただし、議長及び副議長はこの限りではない。

7 議員活動について

不特定多数の参加が見込まれる集会や行事の場への出席の自粛をはじめ、行動全般において、いわゆる 3 密（密閉、密集、密接）が成立する場所を避けること。

8 行政視察について

感染状況等に応じて、議会運営委員会において適宜判断する。

9 その他

各対応については、感染状況等に応じて随時対応の変更を行うものとする。

新型コロナウイルス感染症等報告書

令和4年8月15日 一部改正

報告日時	令和 年 月 日 ()	議員氏名	
<p>1 病状に関すること</p> <p>症状 <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし 発熱は、解熱剤を服用して下がっている状態も含む。</p>			
<p>2 議員の状況に関すること</p> <p>① 陽性等との接触状況</p> <p><input type="checkbox"/>濃厚接触者となった</p> <p><input type="checkbox"/>同居の家族が濃厚接触者となった</p> <p><input type="checkbox"/>感染者と接した</p> <p><input type="checkbox"/>濃厚接触者と接した</p> <p><input type="checkbox"/>感染者又は濃厚接触者の可能性がある人と接した</p> <p><input type="checkbox"/>なし</p> <p>いつ (月 日) どこで ()</p> <p>② 検査の実施状況</p> <p><input type="checkbox"/>受検理由 ()</p> <p><input type="checkbox"/>検体採取 (予定) 日 (月 日)</p> <p><input type="checkbox"/>結果判明 (予定) 日 (月 日)</p> <p><input type="checkbox"/>結果 ()</p> <p>③ 結果が陽性だった場合の登庁状況 (検体採取日2日前までに立ち寄った日時・部署等)</p> <p><input type="checkbox"/>1日前: 月 日 時 分～ 時 分頃 部署名・接触のあった人など ()</p> <p><input type="checkbox"/>2日前: 月 日 時 分～ 時 分頃 部署名・接触のあった人など ()</p>			
<p>3 その他</p> <p>()</p>			
<p>4 議会事務局メモ</p>			

浜田市議会オンライン会議の運用に関する申し合わせ事項

(令和4年6月30日 議会運営委員会決定)

1. オンラインによる方法を可能とする会議

- ①常任委員会、特別委員会、議会運営委員会
- ②全員協議会、政策討論会幹事会、政策討論会
- ③災害等対策支援本部会議、その他協議

2. オンラインによる方法での会議の開会

次に掲げる場合にオンライン会議を開催することができる。

- ①自然災害等の発生、重大な感染症の流行等により、開会する場所へ議員を参集することが困難であると議長または委員長（以下、「委員長等」という）が認めるとき。
- ②議員が以下のやむを得ない事由により、会議への出席が困難であると委員長が認めるとき。

【公務、疾病、育児、介護、配偶者の出産補助、その他やむを得ない事由】

3. オンラインによる方法での会議参加の届出

上記の事由によりオンラインによる方法での出席を希望する議員は、原則として、会議開催日の前日（市の休日にあたるときは、その前日）の午前10時までに、オンライン出席とする理由及び参加する場所を明らかにして議会事務局へ届け出る。

ただし、緊急の場合はこの限りでない。

4. 委員長等の参集

オンライン会議を開会する場合は、委員長等は、円滑な議事運営を確保する観点から、議会事務局職員が同席する場に参集する。なお、委員会の場合は、副委員長も参集する。

5. 説明員の出席

委員会条例第25条による説明員は、委員長等と同一の場所に参集してオンライン会議に出席する。

6. オンラインによる出席の確認

議員は、あらかじめ付与されたユーザーID及びパスワードによりオンライン会議に出席することができる。また、会議出席中は、原則音声を遮断する。

委員長等は、開会前にオンライン出席議員の映像及び音声が正常なものかを確認する。開会前までに確認ができない場合、当該議員は欠席とみなす。

7. オンライン出席議員の発言

オンライン出席議員が発言する場合は、タブレット画面上に映るように挙手する。委員長等による指名後、発言する議員自身が音声の遮断を解除し、発言する。また、発言終了後は、音声を遮断する。

8. オンライン出席議員の離席

オンライン出席議員は、みだりに離席（各タブレットの画面上に映らないことをいう。）しない。離席する場合は、タブレット画面上に映るように挙手し、委員長等に申し出る。

9. オンライン出席議員の除斥

委員長等の指示により、オンライン出席議員が除斥となる場合は、オンライン会議から退出する。

除斥が必要な案件の審査・調査が終了したときは、委員長等の指示により事務局職員が、除斥となった議員へ連絡し、再度オンライン会議へ参加する。

10. 委員外議員の出席と発言

委員会が説明または意見を求めた委員外議員がオンライン会議に出席する場合は、項目3と同期日までに、オンライン出席とする理由及び参加する場所を明らかにして議会事務局へ届け出る。

委員外議員の出席の確認は、項目6を準用する。

委員外議員が発言する場合は、委員外議員自身が音声の遮断を解除し、発言する。また、発言終了後は、自身で音声を遮断する。

委員外議員は、発言に係る議題が全て終了したときは、オンライン会議から退出する。

なお、委員外議員が出席して発言の申出をする場合も、上記期日までに委員長に申し出て、委員会で許可された場合、オンラインで出席することができる。この場合、発言の申出は報告事項のみで1人1項目とし、質疑は3回までとする(平時と同様)。

この場合の運用は、以下のとおり。

- ①委員会での許可後、会議を中断
- ②事務局職員が委員外議員にユーザーID及びパスワードを送付
- ③委員外議員の接続確認後、会議を再開
- ④当該議題終了後、委員外議員はオンライン会議から退出

11. 公述人及び参考人の出席と発言

公述人及び参考人がオンライン会議に出席する場合は、項目3と同期日までに、オンライン出席とする理由及び参加する場所を明らかにして議会事務局へ届け出る。

公述人及び参考人の出席の確認は、項目6を準用する。

公述人及び参考人が発言する場合は、事務局職員が音声の遮断を解除する。また、発言終了後は、事務局職員が音声を遮断する。

公述人及び参考人は、発言に係る議題が全て終了したときは、オンライン会議から退出する。

12. 紹介議員の出席と発言

委員会が説明または意見を求めた紹介議員がオンライン会議に出席する場合は、項目3と同期日までに、オンライン出席とする理由及び参加する場所を明らかにして議会事務局へ届け出る。

紹介議員の出席の確認は、項目6を準用する。

紹介議員が発言する場合は、紹介議員自身が音声の遮断を解除し、発言する。また、発言終了後は、自身で音声を遮断する。

紹介議員は、発言に係る議題が全て終了したときは、オンライン会議から退出する。

13. 動議

オンライン出席議員は、会議規則に定める動議を提出することができる。

オンライン出席議員が口頭もしくは文書による動議を提出する場合は、タブレット画面上に映るように挙手する。

オンライン出席議員が文書による動議を提出する場合は、その文書のデータを議会事務局に送信しなければならない。

14. 表決及び選挙

- ・表決は、オンライン出席議員の可否と会議の開催場所に参加している議員の可否を合算し、多少を認定して行う。
- ・指名推選による選挙は、オンライン会議で実施することができる。

15. 傍聴

オンラインによる傍聴は、YouTube による録画配信を行っているため、原則として行わず、会議の開催場所での傍聴のみとする。

16. 注意事項

オンライン出席議員等は以下の事項に注意し、オンライン会議に参加する。

- ①現にいる場所にオンライン会議出席者等以外の者を入れないよう努めること
- ②会議に関係のない映像や音声が入り込まないように努めること
- ③節度ある服装でオンライン会議に参加すること

17. 秩序保持に関する措置

オンライン出席議員等が、「16. 注意事項」を遵守しない場合や会議の秩序を乱す場合など委員長等の命令に従わない場合は、委員長等は、オンライン出席議員等を会議から退出させることができる。

18. 議会事務局の役割

議会事務局は、オンライン会議においてホストとなり、委員長等を補佐する。

19. その他

- (1) この申し合わせにない事項については、その都度議長が決定する。
- (2) この申し合わせの内容は、令和4年6月30日から適用する。

令和 年 月 日

浜田市議会議長[〇〇委員長]

様

浜田市議会議員 〇〇 〇〇

オンライン会議出席届

浜田市議会オンライン会議の運用に関する申し合わせ事項に基づき、〇月〇日の会議には、次の理由によりオンラインでの出席を希望します。

理 由

参加場所

14 その他

(1) 審議等を継続するための環境整備

ア 議場等の代替施設

災害等により、議場、委員会室等がある本庁舎が使用できなくなった場合は、代替施設を確保する必要がある。市が代替庁舎を特定した場合は、その庁舎周辺の公共施設を市議会代替候補施設とし、今後、市や施設管理者と協議を進めていく必要がある。

イ 通信環境

災害時においては、通信回線の途絶や規制等により、情報伝達手段が著しく制限されることが想定される。まず、第一報として、安否確認等については、各自が所有する携帯電話のLINEにより連絡することとし、必要に応じてメール等を活用する。今後も電話やFAXの代替えとなるSNSの活用等、新たな情報伝達手段の検討に努める。また、情報通信機器が全く使用できない場合を想定した危機管理対策の検討も必要である。

ウ 備品

災害対応にあたる議員及び職員が、最低限72時間（3日間）分の水、食料、簡易トイレ、衛生用品及び毛布等の備蓄品を各自で備えるよう努めるものとする。

また、議員は、携帯電話等に使用できるモバイルバッテリーを各自で平時から準備をしておくこととする。

なお、自家発電作動時に使用する非常用コンセントの議会事務局内・全員協議会室・議長室への設置や、防災用（折畳式）ヘルメットの議場配備を検討することとする。

エ その他

浜田市議会では全議員へタブレット端末を貸与している。道路が寸断されるなどの被災状況や感染症等の拡大により、参集しての会議開催が困難な場合は、オンラインによる会議を開催する等して、迅速な協議や審議を行うこととする。

なお、災害現場の記録写真や最新情報の共有化のため活用に努めるものとする。

(2) 防災訓練

議会BCPが対象とする災害の発生等を想定した、議員と議会事務局職員の参加する防災訓練等を定期的実施し、災害対応に対する意識の醸成と対応行動の十分な習得を図るとともに市の総合防災訓練に参加し、市対策本部と議会支援本部の連携・連絡体制を確認する。

(3) 議会BCPの見直し

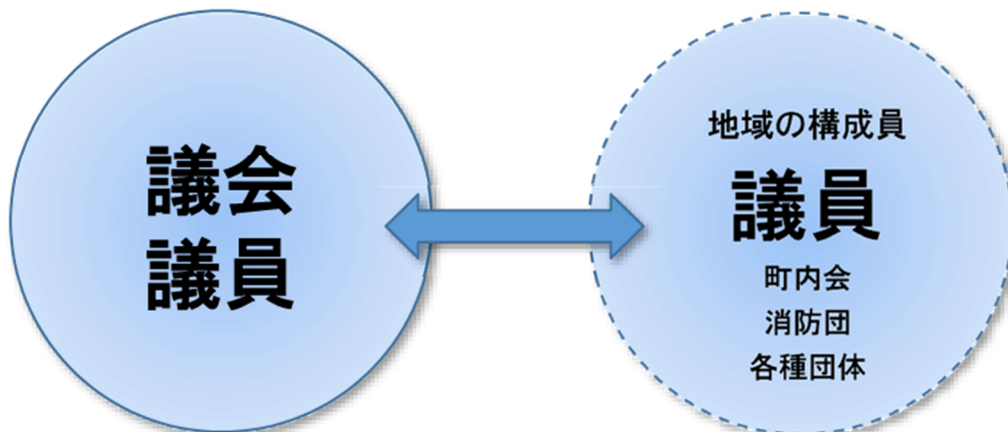
ア 議会BCPの見直しの必要性

災害対策に係る法令等の改正などによる状況の変化や防災訓練の実施等により新たな課題が明確となり、手順や内容に変更が生じた場合などにおいては、議会BCPに適切に反映させる必要があることから、必要の都度、適宜継続的に見直しを行うものとする。

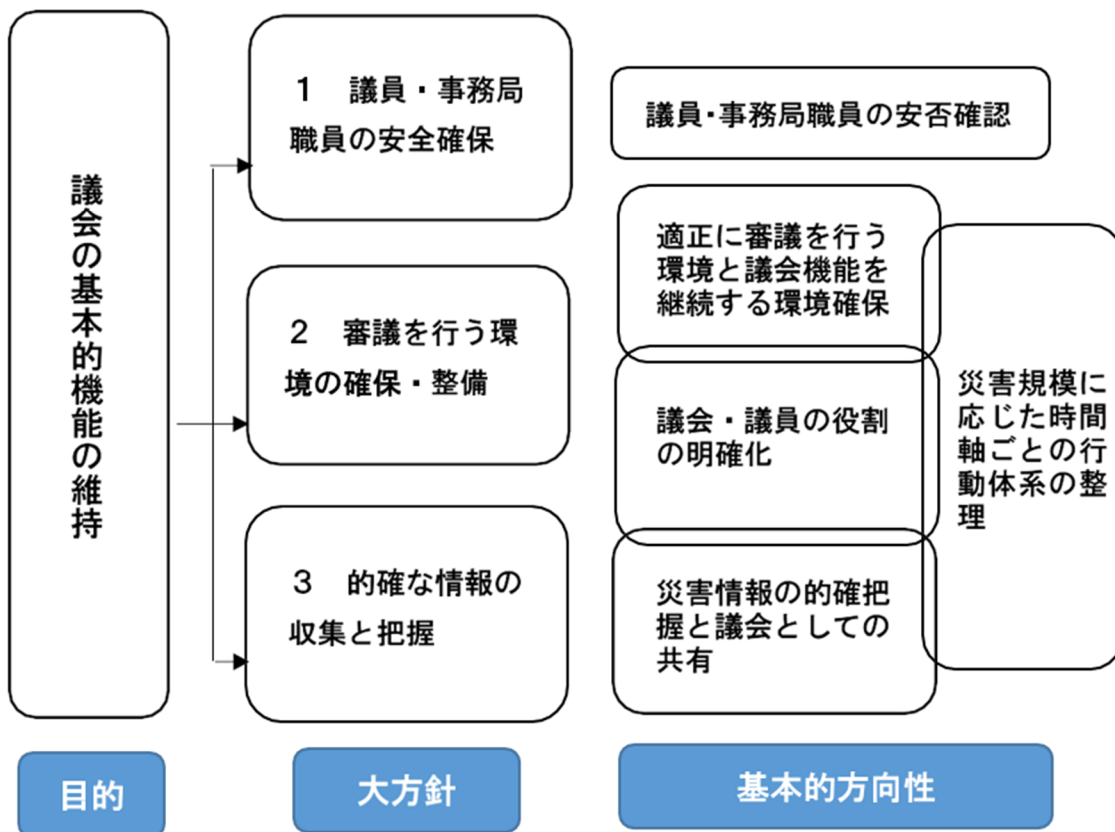
イ 議会BCPの見直しの体制

議会BCPの見直しは、議会支援本部において行うものとする。

■ 議員の役割 = 議会の構成員 + 地域の構成員



浜田市議会 BCP の基本体系



◆マニ研：議会改革度調査2021＜設問事項＞

1.情報共有		備考
議会が持っている情報を同じ除法の量と質で、同じ時のなかで住民と共有できているか？ また、議会は住民に対して説明責任を果たせる様な環境を構築しようとしているか？		
設問14	住民は、会議でこれから何を話し合おうとしているか知ることができますか？	
設問15	住民は、会議のようすをネット動画で容易に見ることができますか？	
設問16	住民は、会議で使用される同様の資料を容易に入手することができますか？	
設問17	住民は、議案・請願の進展状況を容易に知ることができますか？	
設問18	住民は、会議の議事録を容易に見ることができますか？	
設問19	住民は、政務活動費による会派や議員の活動を容易に知ることができますか？	
設問20	住民は、選挙後においても全ての議員の政策や選挙公約を容易に知ることができますか？	
設問21	住民は、全ての議員の人物基礎情報を容易に知ることができますか？	
設問22	住民と議会が「情報共有」し易くするため、工夫している点や特徴的な取組はありますか？	
2.住民参加		備考
議会が住民と対話し、ともに学び合うなどして、多様な民意を形成し集めているか？ また、住民は積極的に議会と関わることのできる環境を構築しようとしているか？		
設問23	住民は、会議に傍聴参加することができますか？	
設問24	住民は、会議に参加し発言することができますか？	
設問25	住民は、会議に参加し議員に発言を求めることができますか？	
設問26	住民は、議会の会議以外にも、議会に参画できる機会や制度はありますか？	
設問27	議会として主権者教育・シティズンシップ教育への貢献活動を行っていますか？	
設問28	住民が議会に「住民参画」し易くなるため、工夫している点や特徴的な取組はありますか？	
3.議会機能強化		備考
調査を行って、議員間で話し合い、政策の質向上や地域課題の解決に、直結した活動ができているか？ 情報共有や住民参画を進めていくために、従来の議会の制度や運営等を改める取組に着手し、議会を活性化しているか？		
設問29	議員同士が互いに意見・考えを引き出し合いながら話し合う、議員間討議が行われていますか？	
設問30	議員間討議がし易くなるため、で工夫している点や特徴的な取組はありますか？	
設問31	説明員として出席した首長等は議員に発言を求めることができますか？	
設問32	首長から提出される議案とその説明以外に、議会として情報源を活用していますか？	
設問33	総合計画・総合戦略への議会としての関わり方についてお聞きます。	
設問34	首長提出議案に対する議会の代案提示など原案可決以外の意思表示がありますか？	
設問35	政策課題の解決・立案に向けた、常任委員会の所管事務調査の取組方法についてお聞きます。	
設問36	委員会提案または議員提案による条例の制定・改廃の状況についてお聞きます。	
設問37	上記に該当する新規条例の名称を教えてください。	
設問38	政策課題について調査しようとする場合、議会図書室の活用・機能がありますか？	
設問39	政策課題について調査しようとする場合、議会事務局の体制・機能がありますか？	
設問40	議会事務局の独立性確保や業務の状況についてお聞きます。	
設問41	議会と他機関・団体との連携はありますか？	
設問42	連携している団体名と連携目的を教えてください。	
設問43	通年的な運営体制がありますか？	
設問44	議会基本条例や議会活動に関する評価・検証についてお聞きます。	
設問45	非常時の議会・議員の行動指針を定めたものについてお聞きます。	
設問46	議員の裾野を広げることに資する取組はありますか？	
設問47	議長選挙にあたって、志願者が所信やマニフェストを表明する機会がありますか？	
設問48	ICT活用を図るPC・タブレット端末の利用状況についてお聞きます。	
設問49	端末の所有元と利用形態についてお聞きます。	
設問50	デジタル・オンラインの対応状況についてお聞きます。	
設問51	政策立案やICT活用など議会の機能強化として、工夫している点や特徴的な取組はありますか？	
設問52	各分野・各設問に属さない独自の取組や力を入れている点がありますか？	